

令和8年度 玉野市移住体験ツアー実施業務委託 仕様書

本仕様書は、当該事業に関して基本的な事項を提示したものである。

そのため、その他必要と考えられるものについては、市と協議の上、適宜、創意工夫し、提案すること。

1 業務の名称

令和8年度 玉野市移住体験ツアー実施業務委託

2 業務の目的

中学生以下の子どもがいる移住希望者を対象に、短期間の生活体験を通じて、本市の子育て環境や生活環境を肌で感じてもらい、本市への移住についての関心を高める。

3 業務の実施場所

玉野市内

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

5 業務の内容

本市が設定する移住ターゲット層に対し、移住希望先として本市が認知される取組及び本市の魅力をPRする取組を提案すること。

(1) 移住体験ツアー等の企画

- ① 実施回数 1回以上
- ② 実施時期 本事業の目的を達成するために効果的な時期を提案すること。
- ③ 実施日数 1泊2日
- ④ 開催場所 玉野市内
- ⑤ 対象者 近畿・中国地方に居住する移住希望者のうち ア に該当するもの20名程度。なお、応募人数が20名に達しない場合は イ も対象に加える。

ア 中学生以下の子どもがいる世帯

イ 今後、子育てを検討している20～30代の夫婦世帯

- ⑥ 最少催行人数 10人
- ⑦ ツアー内容 以下の要件を満たすこと。
 - ・ 子育て施設（幼稚園、学校、児童館、給食センターなど）や、商業施設（スーパー、ショッピングモール）、分譲地など、移住後の生活を実感できる訪問地を複数含めること。
 - ・ 玉野市の魅力のひとつである“アート”にまつわる体験活動を含めること。
 - ・ 玉野市で子育てを行う先輩移住者との交流の場を設けること。

- ・ 参加者が共同で移動するために必要な貸切バスを手配し、その発着地は岡山駅とすること。
- ・ 自宅から岡山駅までの交通費は参加者の自己負担とし、ツアー実施の費用に含めないこと。
- ・ ツアー内で要する宿泊代、飲食代、体験費、傷害保険料などにあてるため、参加者負担金を1人あたり1万円とし、その徴収を受託者で行うこと（乳幼児の取扱いは、事業者の決定後に市と別途協議するものとする）。
- ・ 貸切バスの借上げ費用、ツアーの遂行に必要な協力者等への謝金は受託者が委託料から支払うこと。

（2）移住体験ツアーの実施

- ① 貸切バス、食事、宿泊施設、訪問場所及び運営スタッフ等を手配し、ツアー運営をすること。なお、行程内の協力者との調整は市と連携して行うこと。
- ② プログラムの内容、活動の場所、ルート等に危険がないことを確認し、参加者及び関係者の安全を確保すること。また、ツアー参加者を対象とした、旅行保険に加入すること。
- ③ ツアーにおいては、随行者を1名以上配置し、行程管理を行うこと。

（3）宣伝、募集・受付、問合せ対応等

- ① 参加希望者が十分に情報を得ることができるよう、移住や子育てに関するWEB媒体や冊子等、複数の情報発信の手法を用いて実施するものとし、イベントの募集人数を満たすよう、募集方法を工夫すること。
- ② 募集広告の内容は、ツアーの内容のみに限らず、市の子育て支援情報や移住支援情報等を含み、本市のPRにつながるものであること。
- ③ 市公式Instagram等において周知する場合に必要な電子データを提供すること。
- ④ 締切日までに応募のあった、参加希望者に対し、受理連絡等、必要な通知を行うこと。応募多数の場合は、市と協議の上、抽選等の方法で参加者を決定すること。
- ⑤ イベントに係る参加者（応募者）からの問い合わせについては、電話のほか、電子メールなどにより対応すること。

（4）その他独自提案

上記（2）（3）と連動し、本業務の目的を達成するために有益と考えられる独自提案がある場合には、企画提案を可能とする。ただし、実施に要する経費は事業費に含むものとする。

提案する場合には、提案理由や内容、手段等を具体的に示すこと。

（5）成果品の提出

- ① ツアー内容及び今後の移住定住推進事業の改善につなげるための検討資料として、

参加者にアンケートを実施すること。また、アンケート結果の分析を行い、今後の事業に関する提案資料を作成し電子データで提出すること。

- ② 業務完了後は速やかに業務完了報告書を作成し、提出すること。

6 個人情報の取り扱い等

本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、次に掲げる関係法令を遵守しなければならない。また、受託者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、知り得た情報及び秘密事項等について、漏洩又は私利私欲のために、一切利用してはならない。契約期間満了後においても、同様とする。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）
- (4) その他関係法令及び通則

7 業務委託料等の支払い

成果品の提出を受け、完了検査に合格後の完了払いとし、前払いは行わない。

8 その他

- (1) 受注者は、当該業務の目的を理解し、達成するために、発注者と常時密に連絡を取り合い、業務に滞りがないよう、遂行すること。
- (2) 業務遂行にあたり、疑義または本仕様書に定めのない事項が生じたときはその都度速やかに協議を行い、発注者と本市が協議して定めるものとする。
- (3) 参加希望者及び参加者並びに関係施設等からの要望・苦情に対しては、迅速かつ適切に誠意を持って対応すること。
- (4) 事故等が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容等を速やかに市へ報告すること。また、事故等の発生に対して速やかに原因等を究明すること。